

# てきせいかな定期便

令和 5 年 6 月

## 今回の内容 認定調査票の記載方法について

日頃は本市介護保険事業の運営にご理解ご協力いただくとともに、利用者の方々の介護・支援にご尽力いただきありがとうございます。また、介護給付適正化事業におきましても、お忙しい中ご協力いただき感謝申し上げます。昨年度、認定調査票の記載方法についてアンケートを配布させていただきましたが、たくさんの回答をいただきありがとうございました。今回は認定調査票の記載についてお知らせしますので、事業所内で情報共有していただきますようお願いいたします。

### ～認定調査票の記載方法について～

#### ●判定する際の考え方●

- 調査項目には、 ①【能力】能力を確認して判定する
- ②【介助の方法】生活を営む上で他者からどのような介助が提供されているかで判定する
- ③【有無】障害や現象（行動）の有無を確認して判定する

と、判定基準が三軸あります。

調査項目によって異なる選択基準となる項目もありますので注意してください。

#### ●能力で評価する調査項目●

- 1-3 寝返り
- 1-4 起き上がり
- 1-5 座位保持
- 1-6 両足での立位保持
- 1-7 歩行
- 1-8 立ち上がり
- 1-9 片足での立位
- 1-12 視力
- 1-13 聴力
- 2-3 えん下
- 3-1 意思の伝達
- 3-2 毎日の日課を理解
- 3-3 生年月日や年齢を言う
- 3-4 短期記憶
- 3-5 自分の名前を言う
- 3-6 今の季節を理解する
- 3-7 場所の理解
- 5-3 日常の意思決定



#### ●介助方法で評価する調査項目●

- 1-10 洗身
- 1-11 爪切り
- 2-1 移乗
- 2-2 移動
- 2-4 食事摂取
- 2-5 排尿
- 2-6 排便
- 2-7 口腔清潔
- 2-8 洗顔
- 2-9 洗髪
- 2-10 上着の着脱
- 2-11 スポン等の着脱
- 5-1 薬の内服
- 5-2 金銭の管理
- 5-5 買い物
- 5-6 簡単な調理

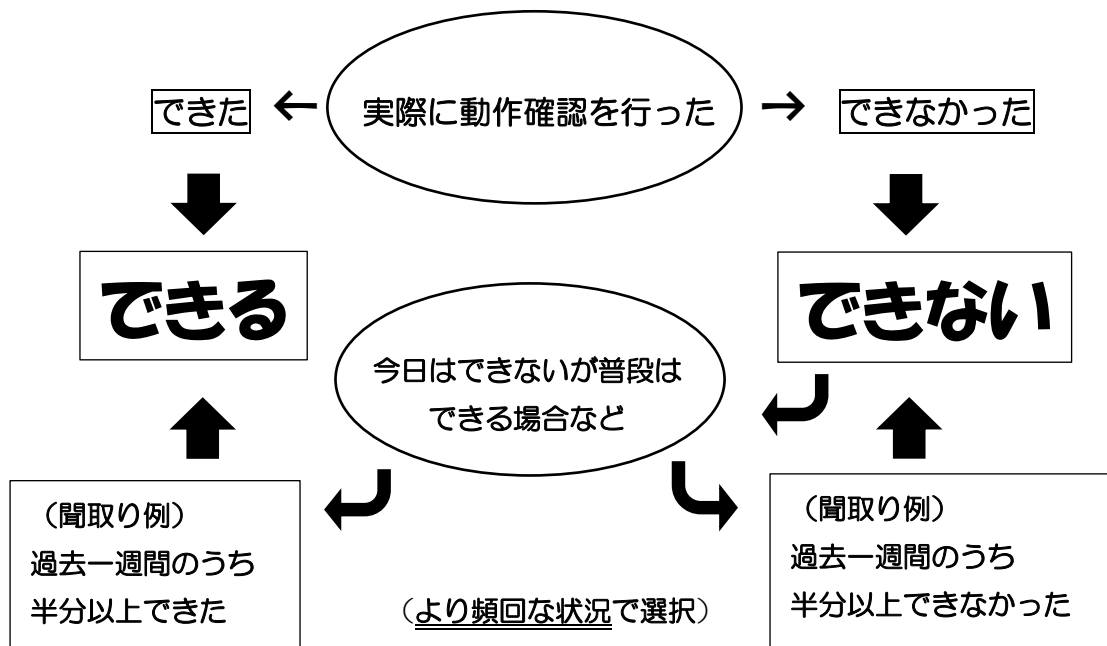
#### ●有無で評価する調査項目●

- 1-1 麻痺等の有無
- 1-2 拘縮の有無
- 2-12 外出頻度
- 3-8 徘徊
- 3-9 外出すると戻れない
- 4-1 物を盗られたなどと被害的になる
- 4-2 作話
- 4-3 泣いたり笑ったりして感情が不安定になる
- 4-4 昼夜の逆転がある
- 4-5 しつこく同じ話をする
- 4-6 大声を出す
- 4-7 介護に抵抗する
- 4-8 「家に帰る」等と言い落ち着きがない
- 4-9 一人で外に出たがり目が離せない
- 4-10 いろいろなものを集めたり、無断で持ってくる
- 4-11 物を壊したり、衣類を破いたりする
- 4-12 ひどい物忘れ
- 4-13 意味もなく独り言や独り笑いをする
- 4-14 自分勝手に行動する
- 4-15 話がまとまらず、会話にならない
- 5-4 集団への不適応

常に「評価軸」が3種類あることを意識して調査項目の評価を行ってください。

## ～能力で評価する調査項目～

○調査対象者本人に実際に動作を行ってもらう等、認定調査員が調査時に確認を行う事が原則となっています。



## 特記事項に記載すること

- 体調不良などで動作確認ができなかった
- 調査場所が日頃の環境と異なっていた
- 調査対象者が緊張していた
- 時間や状況によってできること・できないことがある 等



- より頻回にみられる状況や日頃の状況を聞き取る
- 一定期間（調査日より概ね過去1週間）の状況においてより頻回な状況に基づいて選択



**重要!** ④ 選択した根拠について具体的な内容を必ず「特記事項」に記載する。

### ★注意すること★

2-3「えん下」はえん下ができるかできないか、いずれにも含まれないかで判断する。「現在見守りが行われている」から「2.見守り等」にチェックするなど、介助方法で判断する項目ではないことに注意。「2.見守り等」はえん下が「できる」「できない」のいずれにも含まれない場合にチェックする項目。

3-2「デイサービスの日程が理解できず送迎者が来るとき不在であったりヘルパー訪問時間に不在であったりして関係機関に迷惑をかけている」④「できない」を選択。

⇒定義に沿って判断しているのか、この特記事項の内容では判断できない。

【例】「起床、就寝、食事等のおおまかな内容については理解しているため「できる」を選択。ただし、デイサービスの日程が理解できず送迎者が来るとき不在であったり、ヘルパー訪問時間に不在であったりして、関係機関に迷惑をかけていると調査同席の家族から聞き取った。」

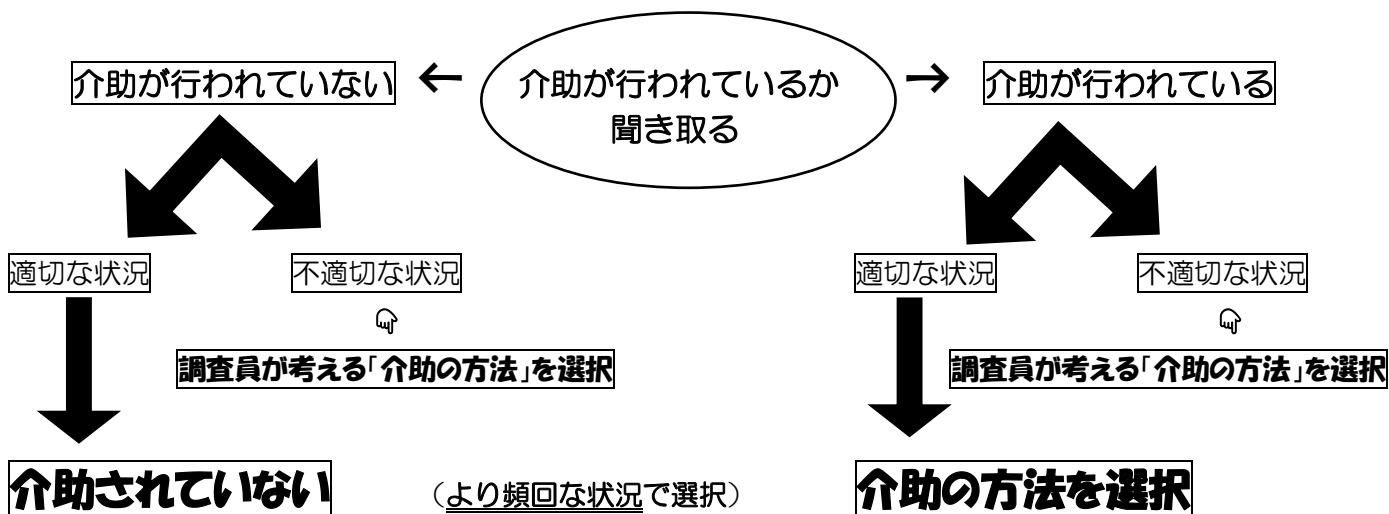
### ≪質問例≫

Q：重度の認知症があり、見えているのか聴こえているのか判断に困ることがある（1-12・13）

A：追視や反応があれば状況により選択を。選択の根拠を特記事項に必ず記載する。

## ～介助の方法で評価する調査項目～

○原則として実際に介助が行われているかどうかで選択する。日常的に自助具、補装具等の器具・器械を使用している場合で、使用していることにより機能が補完されていれば、その状態が本来の身体状況であると考え、その使用している状況において選択する。



## 特記事項に記載すること

「介助されていない」状態や「実際に行われている介助」が、対象者にとって「不適切」とであると認定調査員が判断する場合は、その理由を特記事項に記載した上で、適切な「介助の方法」を選択し、介護認定審査会の判断を仰ぐことができる。

**重要!** ☞ 選択した根拠について具体的な内容を必ず「特記事項」に記載する。

### ★注意すること★

1・2群 特記事項の記載がない場合がある。「できる」「介助されていない」場合であっても特記事項があることで介護の手間があるかないか、審査会でも判断材料になる場合が多いため、特記事項に記載することが望ましい。

【例】1-1「問題なく確認動作可能。麻痺はない。」 2-2「屋内は手すりを持って介助されずに歩いている。屋外は家族が腕を組んで付き添って歩いている。」

全体 マーク選択の根拠が不明な場合がある。

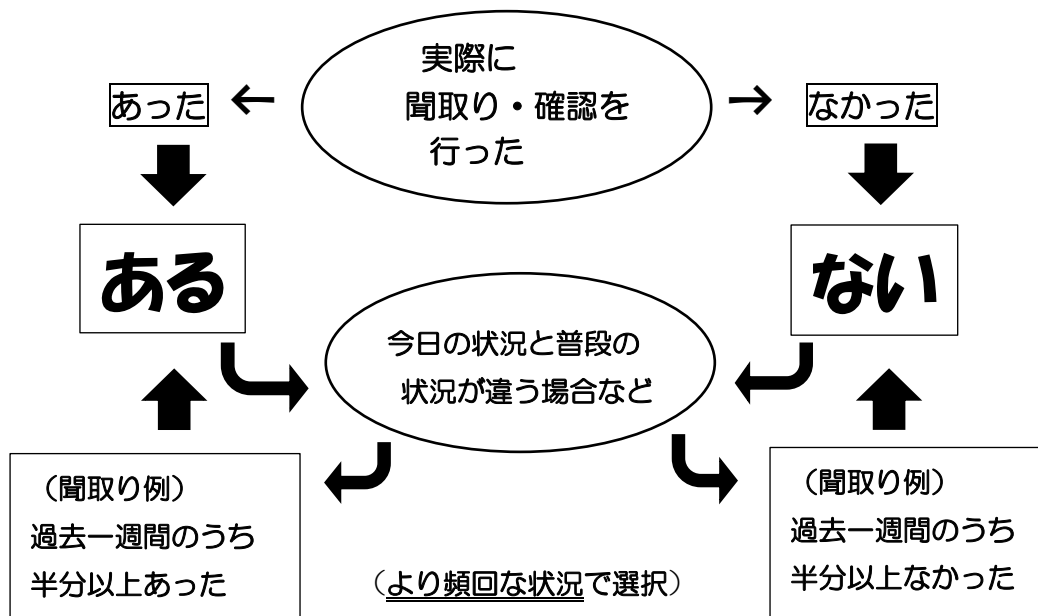
「現在の状況」「より頻回な状況」「不適切な現状」「適切な介助」「判断の理由」等の判断材料・基準となる特記事項がない場合がある。

☞ 各対象者によって身の回りの状況が異なる為、現状を記載した上で、マーク選択の根拠を記載することが望ましい。

【例】2-2「日中独居のため移動は1人で行い（5回）、夜間は家族が付き添って移動する（3回）。介助されていない状況がより頻回だが、ふらつき、転倒があり打撲をしている状況。現状不適切と判断し、本来であれば常に付き添いの介助が適切なため「見守り等」を選択。」

## ～有無で評価する調査項目～

○調査対象者本人に実際に動作を行ってもらう等、認定調査員が調査時に確認を行う事が原則となっています。



## 特記事項に記載すること

- 体調不良などで動作確認ができなかった
- 調査場所が日頃の環境と異なっていた
- 調査対象者が緊張していた
- 時間や状況によってできること・できないことがある 等



- より頻回にみられる状況や日頃の状況を聞き取る
- 一定期間（調査日より概ね過去1週間）の状況においてより頻回な状況に基づいて選択



**重要!** 選択した根拠について具体的な内容を必ず「特記事項」に記載する。

### ★注意すること★

- 1-1、1-2 は箇所の記入が必須。
- 2-12、3-8・9、4-1～15、5-4 は頻度の記入が必須。

4群で判断に迷った場合は、具体的な状況と認定調査員の判断根拠を特記事項に必ず記載する。4群での「有無」の項目については、その有無だけで介護の手間が発生しているかどうかは必ずしも判断できないため、二次判定で介護の手間を適切に判断するためには、特記事項に、それらの有無によって発生している介護の手間を、頻度も合わせて記載する必要がある。また、介護者が特に対応をとっていない場合などについても特記事項に記載する。

「特別な医療」については、過去14日以内に医師の指示に基づき医師・看護師等により実施されている医療行為に限定され、継続性があることが条件。頻度・継続性・実施者・必要な理由を記載する。

認定調査票についてのご質問については、必ず「認定調査員テキスト」や「認定調査票記入の手引き」(厚労省)で内容を確認し、そのうえで不明な点について高齢介護課へ連絡してください。質問の際は必ず「質問シート」を利用し、電話でのご質問は控えていただくようお願いいたします。